

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	環境課 環境係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号） 56-0612（内線353）】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（15） やすらぎのある墓園を整える

業務の名称	長久手町火葬補助金				
(1)根拠法令・条例					
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	4,540 (3,370)	4,498 (4,845)	4,845 (4,845)	5,040
(3)補助率	大人20,000円、子供（10歳未満）10,000円、死産児5,000円（火葬に要した費用額を限度とする。）（要綱要領で認められる補助率）				
(4)業務期間	開始した年度	昭和60年度	終了（予定）年度	年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	町外施設の利用における経済的負担低減。			
②補助対象	死亡者が長久手町に住民登録を有する者又は外国人登録を有する者である場合、また、父母が町民である死産児の場合、火葬により葬祭を行った者を対象。			
③平成22年度実績	H22年度1月末現在で、 大人 198件 3,954千円 子供（10歳未満） 2件 20千円 死産児 6件 30千円 合計 206件 4,006千円			
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	（団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %）			

⑤成果指標	成果を測る指標		指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア	交付件数	執行額 —— 予算額	4,540 3,370 135%	4,498 4,845 93%	4,845（予定） 4,845 100%
	イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

- ・他市町村では実施していない。
- ・町内に火葬場を整備することができないため、施策的に町民に対してその費用負担軽減に努めている。

(7)評価	必要性	2	住民の費用負担の軽減になる。	総合評価
	有効性	2	火葬を行った者すべてを対象としており、負担軽減に寄与している。	